

大月市

農業委員会だより

No. 17

猿橋地区農地の利用状況を調査する農業委員と協力員



発刊によせて

大月市農業委員会 会長 宮咲 寛也みやざき けんや

平素、農業委員会活動に対し特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、農業委員の任期満了に伴い、去る、8月5日改選後初の総会におきまして、委員各位のご推挙により、会長に就任する事になりました。身が引き締まる思いとともに、改めて責任の重さを痛感している所であります。

さて、社会経済情勢の変化に伴い、農家人口の減少、農業従事者の高齢化や農業後継者不足等を起因とした耕作放棄地や遊休農地が全国的に増加しており、特に当市の場合には中山間地であり、農作業困難地が多いのも増加の一因かと思われます。

一昨年末、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において農業を成長産業としてとらえ、農業者の所得増加に向けた「新たな農業・農村政策」を発表しました。その政策では、農地中間管理機構の創設など4つの改革が示され、農地の有効活用や農地制度の適正化等を推進している所です。また、規制改革会議が取りまとめた「農業改革に関する意見」が閣議決定され、農業委員会の組織・制度の問題点が指摘され、農業生産法人の見直しや農協の改革を含め各事項の細部について検討されています。さらにT P P問題等、農業を取り巻く環境が、厳しく大きく変わる年、新たな時代の到来です。

私も農業委員会は、農業者の公的代表機関としての役割と責任とを強く認識し、かけがえのない農地や、その担い手を守るとともに、地域農業の振興に向け、努力して参る所存です。今後とも、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梁川・富浜・猿橋地区農地の利用状況調査を実施

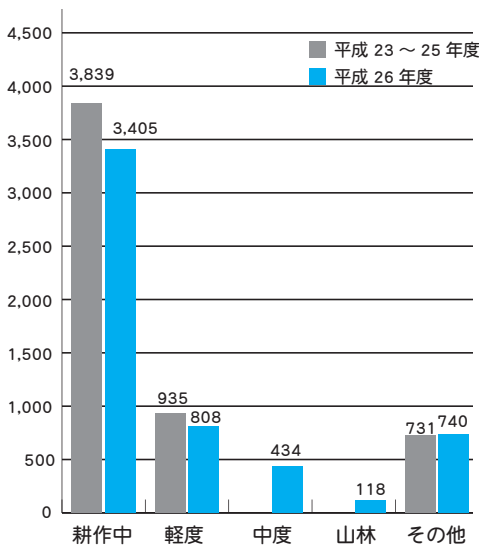
この調査は、農地法第30条で定められており毎年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないという規定に基づいて実施されるものです。耕作放棄地を掌握し、農業上の利用増進を図るうえで必要な指導をするために行われています。

平成26年は10月から12月にかけて梁川・富浜・猿橋地区の農地利用状況調査を実施しました。同地区担当の農業委員が、農政協力委員の協力を得て、農地の耕作状況のレベル判定を調査しました。

その結果、平成23年から平成25年度の調査時には耕作中であった農地が3,839筆ありましたが、今回の調査では3,405筆に減っていることが分かりました。また耕作放棄軽度であった農地が耕作放棄中度および山林などに移行している状況を確認しました。

農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や、経営規模縮小などが主な要因と考えられます。大月市の人口も減少傾向にあることから更なる耕作放棄地の増加を強く懸念し、早急な対策を打つことが必要となります。

梁川・富浜・猿橋地区
農地利用状況調査の比較表 (単位:筆)



耕作放棄地の対策強化

遊休農地の所有者等に対する農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置(従前の制度)は、「利用意向調査」と「農地中間管理機構との協議の勧告」等に再編され(農地法の一部改正)、農地中間管理機構を活用して遊休農地の有効活用を進める仕組みが構築されます。

遊休農地改正のポイント

① 農業委員会は、遊休農地があるとき、または、所有者の死亡等により耕作の業務に従事する者が不在となったときは、農地の所有者等に対し、農地の農業上の利用について、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付を促す仕組みが設けられます。

(農地法第32条、第33条)

② 改正前の遊休農地対策は、農業委員会による指導から始まる6ステップとなっていました。農業委員会による利用意向調査から始まる3ステップに簡素化されます。(農地法第32条から第40条)

③ 遊休農地等の所有者、またはその所在が分からない場合の公示制度が改善されます。(農地法第32条、第33条、第43条)

利用意向調査

農地の利用状況調査の結果、次の①、②に該当する農地の所有者に対して、農業委員会は利用意向調査を実施します。(農地法第32条)

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思われる農地

② その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)

山梨県や大月市と協力体制をとり、農業委員会としても耕作放棄地の解消を図ることが必要です。耕作放棄地を解消することは、害虫、鳥獣害、不法投棄、防犯、火災等を防止することにもなります。

地権者の方には、下草刈りなどを行うようご協力をお願いします。なお、今年度は七保・賑岡・大月地区の調査を予定しています。

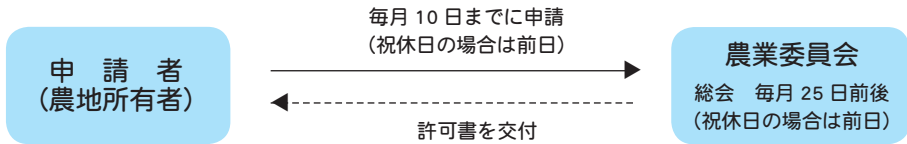
農地の権利異動や転用を行う場合は、

農業委員会・県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています

農地法第3条

農地などについて、権利の設定、または所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出する。



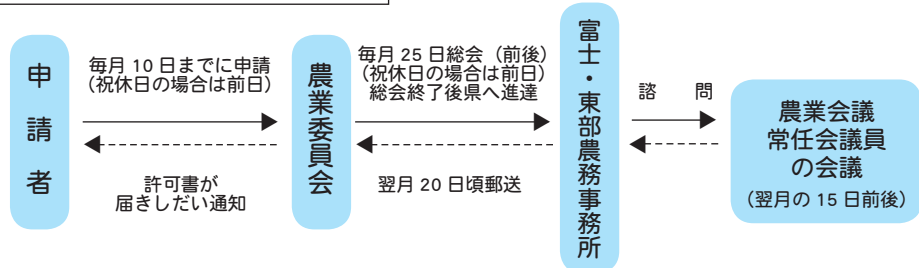
農地法第4条（県知事許可）

自己所有の農地を農地以外の用途（駐車場・資材置場・植林など）に転用する場合

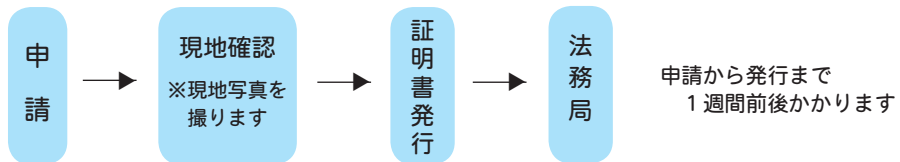
農地法第5条（県知事許可）

農地などについて、その転用（駐車場・資材置場・植林など）のために所有権を移転し、または地上権、永小作権、使用貸借による権利を設定し、もしくは移転する場合

※4・5条関係の申請から許可書交付



転用確認証明



～登記地目の確認を～

現在農地法の許可後、転用はしたものの登記地目が農地になったままの方がたくさんおられます。課税上は宅地などになっていると思いますが、法務局に地目の確認を再度してみてください。もしも、農地になっている場合には、農業委員会事務局に転用確認証明申請書の提出をお願いします。

また、許可書の紛失により、再度許可の取り直しにならないためにも早い時期に出しましょう。わからない点などがありましたら、農業委員会事務局までお問合せください。

あなたの地域を担当する農業委員です

氏名	担当地区
いまいずみ はるみち 今泉 治通	笹子町全域
◎みやまき じつや 宮咲 寛也	下初狩（藤沢除く）・側子
こばやし けいじ 小林 良次	藤沢・神戸・立川原・丸田
わたなべ よしのり 渡邊 克典	下真木全域
わだ ひろゆき 和田 廣行	上真木全域・恵能野・間明野・桑西
ひらい よしたか 平井 美孝	花咲全域（富士見台含む）
こみや ふみお 小宮 文男	沢井・大月（1～2丁目）
こばやし のぶやす 小林 信保	御太刀・駒橋・大月3丁目
あまの ちあき 天野 干明	浅利・強瀬・岩殿・西奥山
よねやま よしかず 米山 義一	畑倉全域・日影・東奥山
ふるた まさよし 古田 政義	下和田
○しむら よしみつ 志村 喜光	葛野・大島
にしむら つねお 西村 恒男	奈良子・林・田無瀬
つたき まさひこ 鷹木 正彦	瀬戸全域・駒宮・浅川
はぎわら つよし 萩原 剛	殿上・猿橋・伊良原・四季の丘
かない まこと 金井 信	小篠・津成・太田・小田・久保
こみやま あつし 小宮山 篤	小倉・田中・幡野・小沢・朝日小沢
くしま よしむね 久嶋 良元	山谷・中野・坂尻・大久保・袴着・宮谷
おまた あきお 小俣 昭男	堀の内・下鳥沢・上鳥沢・寺向・駅南・小向
かしはら まさる 梶原 勝	梁川町全域

※相続などによって、農地の権利を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会への届出が必要です。詳しいことは、大月市農業委員会にご相談ください。

※農地に関わる悩みなどがありましたら、担当地区の農業委員までお気軽にご相談ください。

【凡例】

◎会長

○会長職務代理

平成26年度 山梨県農政推進農業委員大会

昨年11月20日（木）「かいてらす・山梨県地場産業センター」において平成26年度山梨県農政推進農業委員大会が開催されました。

県内の各市町村から農業委員及び関係者が集まり、大月市でも11名の農業委員が参加しました。

また、大会終了後、弁護士・元食糧庁長官である高木賢氏による「新たな時代の到来と農業委員会の役割」をテーマにした講演がありました。現代日本の社会の大きな流れが示され、これに伴う農業委員会制度の改革案、また農業委員会の対応と果たすべき役割についての説明に各農業委員も興味深く聞いていました。

平成26年度 地区別農業委員等研修会

昨年10月20日（水）都留市「うぐいすホール・小ホール」において富士・東部地区農業委員会等研修会が行われました。

「農業委員会制度の見直しの概要と今後の対応について、農地制度の概要と農地法に基づく農業委員会・農業委員の業務について、農地中間管理機構の取り組みについて」の3つのテーマにおいて研修が行われました。

昨今の農業情勢の厳しい状況から、参加した各農業委員も気持ちを引き締めた様子でした。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

法律の一部改正により「網猟免許」と「わな猟免許」が別々になり、わな猟免許が取得しやすくなりました。また困いわなは、農業者・林業者が被害を防止する場合は、狩猟免許がなくても一定の条件のもとで使用できる場合があります。詳しくは、左記へお問い合わせください。

問合せ 富士・東部林務環境事務所
森づくり推進課

☎(45)7812

●発行 大月市農業委員会
●編集 大月市農業委員会
編集委員会

大月町花咲1608-119

☎(20)1836